

算定基礎届

いつもお世話になっております。

早いもので、もうすぐ七夕ですね。今年は天の川は見えるのでしょうか？
さて、7月といえば♪算定基礎届 期限が近づいてきました。

7月1日現在の全ての健康保険及び厚生年金保険の被保険者に4～6月に支払った賃金を事業主の方から「算定基礎届」において提出していただき、厚生労働大臣は毎年一回標準報酬月額を決定します。



原則1年間(9月～翌年8月)の各月に適用され、健康保険・厚生年金保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

対象

7月1日現在の全ての被保険者

提出時期

7月1日～10日

算定基礎届提出が不要な方

- ・6月1日以降に資格取得した方
- ・6月30日以前に退職した方
- ・7月改定の月額変更届を提出する方



押印等、お願いし、お手数おかけすることもあります。が、ご協力の程 よろしくお願いいたします。

